

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		認可施設に対する事業の停止命令
根拠条例・規則等名		児童福祉法
条 項		第 46 条第 4 項
所 管 部 課		子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課（電話：048-829-1868）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	児童福祉法第 45 条第 1 項に掲げる基準。
	設定等年月日	昭和 22 年 12 月 12 日設定 令和 5 年 6 月 16 日最終改正
備 考		